

④計画期間

本計画の計画期間は、2018（平成30年度）年度を初年度とし、2027（令和9）年度を目標年度とする10年間とします。

なお、関連法や制度の改正など一般廃棄物の状況に注視し、適宜見直しを行います。

⑤計画の対象廃棄物

本計画が対象とする一般廃棄物は、図2-1に示すとおり、本市内の家庭及び事業所から発生するごみ（生活系ごみ、事業系ごみ）と生活排水です。

本計画においては、家庭から排出されるごみのうち資源を除いたものを「家庭系ごみ」、家庭系ごみと資源を併せて「生活系ごみ（家庭から排出されるごみ）」と定義します。

また、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）を併せて生活排水といいます。

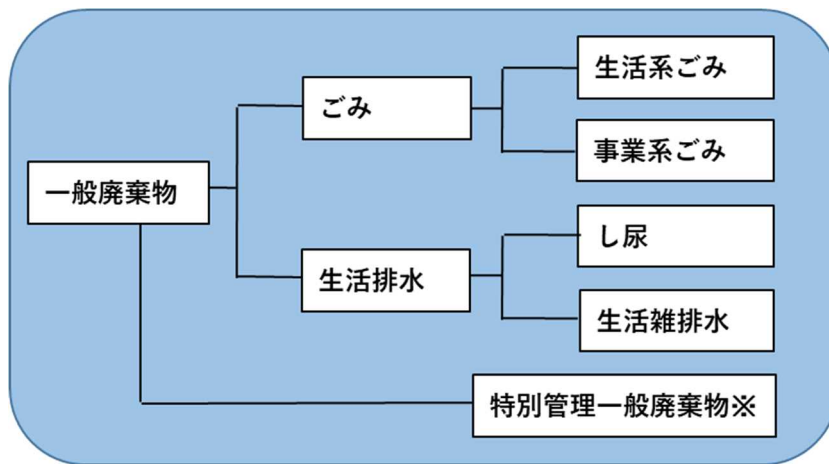


図 2-1 一般廃棄物の区分

※一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものをさします。

なお、廃棄物は、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をさします。

図 2-2 に示すとおり、廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があります。

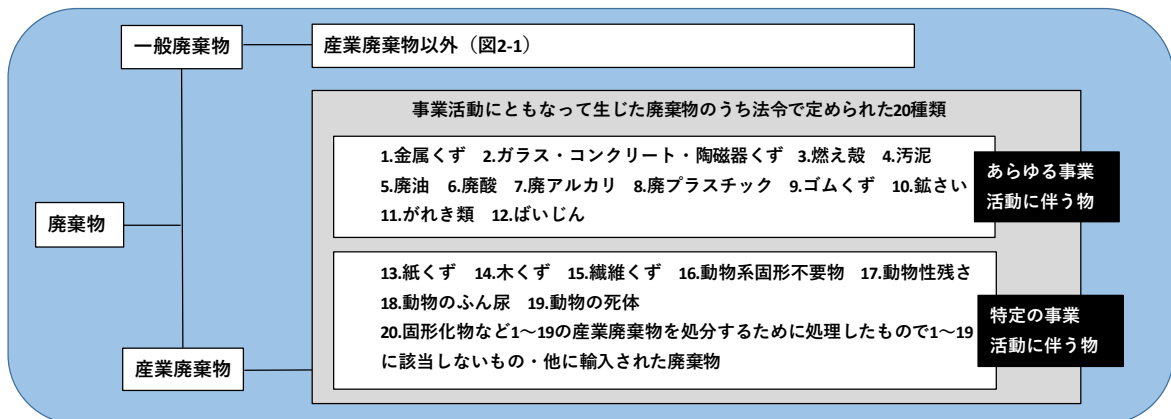


図 2-2 廃棄物の区分

具体的取組	各種補助金の充実
実施内容	生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的に、じんかい集積所等設置費など各種補助金を充実する。
取組内容・実績	<p>じんかい集積所等を新設または改造する区・自治会に対し、補助金（新設 195,000 円、改造 90,000 円、移動集積カゴ 60,000 円、資源物回収所 300,000 円）を交付している。また、リサイクル運動で集めた資源物の回収量に応じて、実施団体へ奨励金（10 円/kg）、資源回収協同組合へ助成金（ペットボトル 23 円/kg、その他 4 円/kg）を交付している。そのほか、ごみ減量器具の設置費として、購入額の 1/2 を補助している（限度額 コンポスト 5,000 円 生ごみ処理容器 1,500 円 機械式生ごみ処理機 50,000 円）</p> <p>&lt;じんかい集積所等設置補助金実績&gt;</p> <p>令和 2 年度 30 件 37 基 3,277,000 円  令和 3 年度 23 件 30 基 2,390,000 円  令和 4 年度 27 件 36 基 2,975,000 円</p> <p>&lt;リサイクル運動奨励金・助成金実績&gt;</p> <p>令和 2 年度 回収量 1,305,803 k g  奨励金 13,058,030 円  助成金 6,102,931 円</p> <p>令和 3 年度 回収量 1,181,035 k g  奨励金 11,810,350 円  助成金 5,627,628 円</p> <p>令和 4 年度 回収量 1,270,214 k g  奨励金 12,702,140 円  助成金 5,943,513 円</p> <p>&lt;家庭用ごみ減量器具設置費補助金&gt;</p> <p>令和 2 年度 169 件 3,007,050 円  令和 3 年度 136 件 3,188,650 円  令和 4 年度 76 件 1,571,850 円</p>
取組の成果・評価	生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られている。また、市民のリサイクルに対する意識の高揚を促進し、資源の有効活用とごみの減量化が図られている。さらに、一般家庭から排出される一般廃棄物の自己処理を促進し、ごみの発生を抑制することにより、一般廃棄物の減量化が図られている。
今後の課題・方針	<p>生活環境の保全及び公衆衛生の向上、円滑な収集業務の促進、またごみの減量化とリサイクル率の向上を図るためにも今後も継続していく。</p> <p>成田市じんかい集積所等設置費補助金の補助金限度額等について、他市の状況を研究するとともに、引き続き妥当性を検討する。</p>
担当課	クリーン推進課